

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

計3枚（本紙を除く）

Vol.751

令和元年 11 月 22 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3907）
FAX：03-3503-2167

老 発 1122 第 2 号
令和元年 11 月 22 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 72 号）が本日公布及び施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本内容について、被用者保険等保険者に対しては、社会保障診療報酬支払基金から別途通知されることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

社会保険診療報酬支払基金の事務処理スケジュールの変更に伴い、被用者保険等保険者から社会保険診療報酬支払基金に対する第 2 号被保険者標準報酬総額の見込額の報告期日を変更するもの。

第 2 改正の内容

被用者保険等保険者から社会保険診療報酬支払基金に対する第 2 号被保険者標準報酬総額の見込額の報告期日を報告年度の前年度の「2 月末日」から「11 月末日」に改める。

第 3 施行期日

公布日（令和元年 11 月 22 日）

○厚生労働省令第七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十三條及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第六十三條の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令
 (介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)
第一条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告)</p> <p>第十四条の二 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。</p> <p>一 各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の十一月末日</p> <p>二 (略)</p>	<p>(被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告)</p> <p>第十四条の二 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。</p> <p>一 各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の二月末日</p> <p>二 (略)</p>
<p>(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>(被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告)</p> <p>第十四条の二 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、毎年度、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期日までに報告しなければならない。</p> <p>一 各年度の第二号被保険者標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の十一月末日</p> <p>二 (略)</p>

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。